㊧名古屋市

分譲マンション再生支援事業

分譲マンションの再生（改修、建替え、敷地売却、敷地分割）に向け、初期段階での合意形成を進めるため、再生アドバイザー派遣、再生検討支援、セミナー・相談会を行います。

1　マンション再生アドバイザー派遣事業（令和５年７月３日開始）

管理組合の勉強会などに再生アドバイザー（再開発プランナーなどの資格及び再生に関する実務経験を有する者）を２名派遣し、必要な助言や情報提供を行います。

※予算の範囲内で実施します。（先着順）

派遣対象

・名古屋市内の分譲マンションで築後３０年以上を経過していること
・マンション管理状況の届出を行っていること
・区分所有法に規定する建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていないこと
・申請者が暴力団員でない者、かつ、暴力団員又は暴力団と密接な関係がない者であること

派遣内容

・派遣人数：２名
・派遣時間：２時間以内
・派遣費用：無料
・派遣回数：各年度３回、通算６回まで

勉強会の内容

・改修の手法に関すること
・建替え等の手法に関すること
・敷地売却等の手法に関すること
・敷地分割の手法に関すること
・再生に向けた合意形成の進め方に関すること　※図面の作成や事業計画・資金計画等の作成は行いません。

注意事項

・申請者は管理組合の管理者等です。
・具体的な検討など一般的な助言以外の業務は対応できません。
・勉強会を行うための会場及び資料は管理組合でご用意ください。
・派遣実施後、結果報告書を速やかに提出していただきます。
・原則として派遣希望日の１ヵ月前までに申請していただきます。
・その他の注意事項等は、名古屋市ウェブサイトをご覧ください。



2　マンション再生検討支援事業（令和５年７月３日開始）

マンションの再生に向けた基礎的な調査や手法検討などを専門家に業務を委託する経費の一部を管理組合に対して補助を行います。※予算の範囲内で実施します。（先着順）

補助対象

・名古屋市内の分譲マンションで築後３０年以上を経過していること
・マンション管理状況届出制度の届出を行っていること
・住宅用途の専有部分の床面積が全体の２分の１以上占めていること
・調査及び検討委託及び補助金の申請について決議又はこれに準ずる措置がなされていること
・区分所有法に規定する建替え決議又はこれに準ずる措置がなされていないこと
・申請者が暴力団員でない者で、かつ、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者であること

補助内容

・補助率：補助対象となる経費の２分の１
・補助限度額：３０万円／回
・補助回数：各年度１回、通算５回まで

経費の内容

・現状調査に要する経費
・区分所有者等の意向調査等に要する経費
・改修の手法検討に要する経費
・建替え等の手法検討に要する経費
・敷地売却等の手法検討に要する経費
・敷地分割の手法検討に要する経費
・再生の比較検討に要する経費
・事業協力者の導入の可能性の検討に要する経費
・管理組合における再生検討組織の運営支援に要する経費

※大規模修繕工事等の通常の維持管理に係る経費は補助の対象になりません。

注意事項

・申請者は管理組合の管理者等です。
・大規模修繕工事等の通常の維持管理に係る経費は補助の対象になりません。
・委託契約前に申請が必要です。
・その他の注意事項等は、名古屋市ウェブサイトをご覧ください。

Point!

まずはご相談を！

問い合わせ先
TEL：０５２－９７２－２９６０
名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課
✉a2960-01@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp